

福岡県公報

平成29年4月11日
第3883号

目次

告示 (第305号 - 第314号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	4
公 告		
○意見募集の結果の公示	(建築指導課)	4
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	4
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(水産振興課)	4
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	5
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	5
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	5
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	7
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の指定	(健康増進課)	7
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の認定	(健康増進課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○意見募集の結果の公示	(団体指導課)	8

告 示

福岡県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	中間水巻線	前	中間市長津二丁目207番1先から 中間市長津三丁目245番1先まで	9.4 ～ 32.0	260.0

		後	中間市長津二丁目207番1先から 中間市長津三丁目245番1先まで	9.4 ～ 27.5	260.0
--	--	---	--------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	中間水巻線	中間市長津二丁目207番1先から 中間市長津三丁目7277番2先まで

福岡県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年5月福岡県告示第857号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
つつじヶ丘	大野城市つつじヶ丘二丁目、つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第308号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第300号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
つつじヶ丘	大野城市つつじヶ丘二丁目、つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第309号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
つつじヶ丘1	大野城市つつじヶ丘二丁目及びつつじヶ丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘2	大野城市つつじヶ丘二丁目、つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
つつじヶ丘3	大野城市つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

つつじヶ丘4	大野城市つつじヶ丘三丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
--------	------------------------------	---------

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
つつじヶ丘1	大野城市つつじヶ丘二丁目及びつつじヶ丘三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
つつじヶ丘2	大野城市つつじヶ丘二丁目、つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
つつじヶ丘3	大野城市つつじヶ丘三丁目及び南ヶ丘七丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
つつじヶ丘4	大野城市つつじヶ丘三丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す

る同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原町-2	福津市福間南二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年2月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
原町-2	福津市福間南二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原町-2	福津市福岡南二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福津市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

築上町

2 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画道路事業 3・4・54-5号 延塚大通り線（椎田駅北口駅前広場）

3 事業施行期間

平成29年4月11日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

築上郡築上町大字椎田地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

「福岡県二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する基準案」について、平成29年1月24日から平成29年2月23日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成29年3月28日に制定しました。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営立花2期地区土地改良（農地造成）事業変更計画書の写し	平成29年4月11日から平成29年5月12日まで	八女市役所

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成29年3月28日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年1月13日福岡県公報第3858号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干

まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4074500952	ユニット型介護老人福祉施設 さくら 福津市上西郷734-3	社会福祉法人南十字福祉会	H29. 4. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4076700386	特別養護老人ホーム朝老園ひさみつ 朝倉郡筑前町久光1380番1	社会福祉法人朝老園	H29. 4. 1

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令

第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4077300533	特別養護老人ホーム ひじり園うきは うきは市吉井町富永1744番1	社会福祉法人ひじり会	H29. 4. 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市天神四丁目1259番7及び1259番28
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市天神一丁目17番1号
長崎 和弘

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
三井金属鉱業株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番1号	平成29年3月30日	平成32年3月29日まで

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、大野城市乙金第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

就任した理事

氏名	住所
高原 康夫	大野城市乙金二丁目6番17号
伊藤 重敏	大野城市乙金二丁目4番66号
香野 久晴	大野城市山田四丁目2番8号
伊藤 勝俊	大野城市乙金三丁目9番80号 39街区11号
關 佐代子	大野城市乙金三丁目4番25号
高原 秀一	大野城市乙金三丁目6番52号
志間 廣	大野城市乙金三丁目10番18号
船越 義信	大野城市乙金三丁目3番1号
船越 直也	大野城市乙金二丁目5番3号
船越 繁文	大野城市乙金一丁目5番32号
楠林 義治	大野城市大池一丁目10番18号
関 毅	大野城市乙金一丁目5番24号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市八坂1番1並びに上西鯨坂250番1及び250番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市美鈴が丘三丁目12番地16シックヒルズC-102号

森山 洋平 森山 香織

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市来春字川成220番1及び220番6から220番9まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目10番

ハウトク技研株式会社

代表取締役 豊原 秀晴

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年3月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑后市前津字松葉2番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
第1駐車場 (SM棟前面)	116台	第1駐車場 (SM棟前面)	116台
第2駐車場 (SM棟、B棟前面)	192台	第2駐車場 (SM棟、B棟前面)	162台
第3駐車場 (A棟南側)	27台	第3駐車場 (A棟南側)	27台
合計	335台	合計	305台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン大川

(2) 所在地 大川市大字上巻宇野口430-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成28年3月28日付けで定めたので、同条第4項に

おいて準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡県朝倉市上秋月の一部 (上秋月地区小原換地区)	換地計画書の写し	平成29年4月11日から 平成29年5月12日まで	朝倉市役所及び 朝倉支所

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
福岡県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条三丁目8番1号
福岡病院	福津市花見が浜一丁目5番1号
飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452番地2
行橋記念病院	行橋市北泉三丁目11番1号
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地
堀川病院	久留米市西町510番地
聖ルチア病院	久留米市津福本町1012番地

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を認定したので公示する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
福岡県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条三丁目8番1号
福岡病院	福津市花見が浜一丁目5番1号
行橋記念病院	行橋市北泉三丁目11番1号
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宮若市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）（平成29年2月28日宮若市告示第27号

公告

農業協同組合等の行なう報告等の手続に関する規則の全部を改正する規則案について、平成28年7月5日から平成28年8月4日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成29年4月11日に公布しました。

平成29年4月11日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

農林水産部団体指導課団体指導係

電話：092-643-3479

メールアドレス：shidou@pref.fukuoka.lg.jp